

3月6日～9日

生乳処理室に
「搾乳機器衛生管理ボード」
の設置を!!



ボードを指さして説明する中山事業推進課長

平成二十三年
度酪農研修会
四会場に併せて
百十名が参加

第一部…生乳生産管理チエックシート
の記帳・記録・記録・保管100%を目指す!
第二部…衛生的乳質向上の実現は
適正な洗浄徹底等にある!

広酪は、県内四会場で酪農研修会を開催しました。総勢百十名の組合員等の出席があり、平成二十四年度版の生乳生産管理チエックシート(以降「新様式」)の説明を加え、この記帳・記録等に関しては、平成二十四年四月一日より開始し、九月末迄に、主要三項目の①衛生管理チエックシート、②動物用医薬品等の投与記録、③乾乳軟膏の使用記録に関して、「記帳率100%達成」を目標にその実行を求めました。

新たに、搾乳機器等の衛生管理を示す「搾乳機器衛生管理ボード」を生乳処理室に掲げて戴くことを求めました。このボードは、平成二十四年五月末迄に、生乳出荷組合員に対して配布する予定であります。配布後は、このボードへの記載事項について、各生乳出荷組合員の実態に沿って記入し、生乳処理室への掲示を求めました。

研修会の第一部は新様式の説明、第二部は、梅原健治氏(旬ベッセル代表)を招き「搾乳現場における衛生的乳質向上への取り組み」と題する講演会を開きました。

今月号では、新様式に関して紹介します。

【第一部 酪農研修会】

■新様式への記帳、記録、保管はなぜ必要なのでしょう?
ポイント…法的根拠は?

食品安全基本法(平成十五年五月二十三日制定)、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年五月三十日公布)により、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という)に関するポジティブリスト制度(注一)が平成十八年五月二十九日に施行され、農薬等の残留規制が強化されました。これらを受けて、生産者は、平成十八年度より「生乳生産管理チエックシート・マニュアル」を作成・配布し、生乳生産状況を記帳・記録・保管することになりました。保管年限は、法的に定められています。この他、チェックシートには家畜排泄物法、飼料安全法に基づく記録・保存も含まれますが、この内容は今回、説明を省きます。

(注一)ポジティブリスト制度とは?

食品衛生法並びに厚生労働省関連告示に基づいて定められた制度で、残留農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止しています。

ポイント①
広酪の取り組み姿勢等

一、生乳を生産する者として
一義的責任を果たしましょう

広酪では、平成二十三年年度開始の「第六次中期三か年計画」の中に、消費者に対する生乳の安全・安心を確保することを掲げ、具体的には、①生乳出荷組合員による生乳生産管理チェックシート100%記載・記録・保管の達成、②生乳にかかる体細胞数、細菌数の数

■ポジティブリストに関する管理■

	残留基準	一律基準
根拠法令	食品衛生法第11条第1項	食品衛生法第11条第3項
基準	個々に設定(不検出含む)	(一律) 0.01ppm
規制の対象となる物質	農業、動物用医薬品、飼料添加物	
規制の対象となる食品	全ての食品(加工品を含む)	

■一義的責任を果たそう



値に関して体細胞数は三十万個/ml以下、細菌数は一万個/ml以下を占める生乳出荷量の割合が九十%に達するよう目標を掲げております。

生乳出荷組合員の皆様には、この記載を通じて生産した生乳の安全・安心を担保する「一義的責任」を果たして戴くことが重要となります。

この新様式への記載等は、自ら営む酪農経営を守ることに結びつきます。重ねて、記載・記録・保管への対応に関して理解と実行をお願いいたします。

二、新様式の説明

これまで利用されて来ましたが、様式について、「記入し易いように改善を求める」との利用者側の指摘を踏まえて新様式が作成されました。

この様式は、

- ①毎日記載するもの
- ②使用、実施、変更又は購入の都度、記載・保管するもの
- ③年一回記載するものに、区分され、新たに、搾乳機器の衛生管理を示す「搾乳機器衛生管理ボード」(以降「ボード」)を生乳処理室の目立つ位置に掲示して戴くことになりました。

このボードは、平成二十四年五月末迄に、生乳出荷組合員に対して配布する予定にしております。

新様式の説明会に出席の生乳出荷組合員の皆様には、説明会当日に新様式に加えてバインダー等を配布しました。一方、欠席の生乳出荷組合員の皆様に対しまし



では、三月末迄を目標に担当職員が新様式の説明をさせて戴く予定で行動することとしております。

また、毎日の集乳においては運転手が、新様式の「衛生管理チェックシート」を確認したうえで集乳を行うこととしております。

新様式への記載ポイントが四頁に掲載しております。ご覧ください。

■新様式への記載ポイント

(新様式の表紙)

8年間保存

生乳生産管理チェックシート

平成24年度版
(平成32年度末まで保存)



大山乳業農業協同組合
全国農業協同組合連合会島根県本部
おかもやま農業協同組合
広島県酪農業協同組合
山口県酪農業協同組合
中国生乳販売農業協同組合連合会

※「HOSTY」とは広島県(H) 岡山県(O) 島根県(S) 鳥取県(T) 山口県(Y) の頭文字をとったものです。
ロゴマークは、ミルククラウンをシンボリ化した親しみやすい可愛いデザインとなっています。

(新様式の3頁に記載の生産者の取り組みの再確認を行ってください)

【毎日記帳するもの】

1. 「衛生管理チェックシート」⇒ **別途様式** 3年間保存
 - ①乳温
 - ★ ②ミルカー・バルク内排水確認
 - ★ ③異常乳の混入が無いことの確認
 - ★ ④ミルカー・バルクの洗浄
 - ★ ⑤動物用医薬品等の投薬の有無の確認

【使用、実施、変更又は購入の都度記帳・保管するもの】

2. 「搾乳機器衛生管理ボード」⇒ **別途様式**
 - ★ ①搾乳機器の衛生管理方法の掲示
3. 「動物用医薬品等の投与記録」⇒ **別途様式** 3年間保存
 - ★ ①動物用医薬品等の投与記録、診療記録・投薬指示書
4. 「乾乳軟膏の使用記録」⇒ **別途様式** 3年間保存
 - ★ ①乾乳軟膏の使用記録、診療記録・投薬指示書
5. 「生乳生産管理チェックシート」⇒ **本冊子** 8年間保存
 - ★ ①搾乳資材交換記録、購入伝票
 - ★ ②農場内消毒記録、購入伝票、作業委託伝票
 - ★ ③給与飼料等記録、購入伝票・給与メニュー表
 - ★ ④農薬(除草剤等)使用記録、購入伝票
 - ⑤肥料使用記録、購入伝票

【年1回記帳するもの】

- ⑥家畜排泄物発生量等に関する記録

(新様式の4頁から5頁に記入例があります)

別途様式

■記入例

3年間保存 衛生管理チェックシート (年 月 日)

項目	1. 搾乳機	2. 搾乳機	3. 搾乳機	4. 搾乳機	5. 搾乳機	6. 搾乳機	7. 搾乳機	8. 搾乳機	9. 搾乳機	10. 搾乳機	11. 搾乳機	12. 搾乳機
乳温	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃
排水確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
異常乳確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミルカー洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バルク洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物用医薬品投与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◆半品の別シートです。2回搾乳の場合は1枚が1カ月分、3回搾乳の場合は2枚が1カ月分です。
◆日々の出荷生乳の発生量を左右する影響食餌の多い5項目から填成されており、本チェックシートを毎月毎にチェック・検証できる体制作りを目指します。
◆本チェックシートは、バインダーに挟む等して処理室の確認し易い場所に置くか吊るしてください。

3年間保存 動物用医薬品等の投与記録 (年 月 日)

項目	1. 搾乳機	2. 搾乳機	3. 搾乳機	4. 搾乳機	5. 搾乳機	6. 搾乳機	7. 搾乳機	8. 搾乳機	9. 搾乳機	10. 搾乳機	11. 搾乳機	12. 搾乳機
乳温	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃
排水確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
異常乳確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミルカー洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バルク洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物用医薬品投与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◆半品の別シートです。
◆上下2段の構成となり、上段は動物用医薬品等を投与した牛全頭について記入します。
◆上段については必須項目です。下段については、獣医師からの診療記録・指示書等がある場合は重複して記入する必要はありません。

3年間保存 乾乳軟膏の使用記録 (年 月 日)

項目	1. 搾乳機	2. 搾乳機	3. 搾乳機	4. 搾乳機	5. 搾乳機	6. 搾乳機	7. 搾乳機	8. 搾乳機	9. 搾乳機	10. 搾乳機	11. 搾乳機	12. 搾乳機
乳温	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃	41.5℃
排水確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
異常乳確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミルカー洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バルク洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物用医薬品投与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◆半品の別シートです。
◆上下2段の構成となり、上段は動物用医薬品等を投与した牛全頭について記入します。
◆上段については必須項目です。下段については、獣医師からの診療記録・指示書等がある場合は重複して記入する必要はありません。

本冊子

■記入例

搾乳資材交換記録 06ページ

項目	商品名	使用開始日	商品名	使用開始日
ミルカー用洗剤	アルカ	4/1	ミルカー用洗剤	4/1
バルク用洗剤	アルカ	4/1	バルク用洗剤	4/1

◆年度初めに、現在使用している商品名等を記入し、使用開始日を4/1と記入してください。
◆ライナー等の交換日、ミルカー・バルク用洗剤の点検日等についても都度記入してください。

給与飼料等記録 08～09ページ

項目	商品名	販売元	給与中区分	kg/日/頭	使用開始日	使用終了日
給与飼料	アルカ	△△△	給与中区分	2～10	4/1	

◆年度初めに、現在使用している商品名等を記入し、使用開始日を4/1と記入してください。
◆サイレージ添加剤については、使用した都度記入してください。

農薬(除草剤等)使用記録 10～11ページ

項目	商品名	販売元	使用開始日	使用終了日
農薬(除草剤等)	アルカ	△△△	4/1	

◆年度初めに、年間を通じて作付けの有無の確認(該当する方に○を付けてください)。
◆年間を通じて農薬を使用するか確認(該当する方に○を付けてください)。
◆月別に農薬を使用したか確認(該当する方に○を付けてください)。
◆年度初めに、年間を通じて作付けの「有・無」、および年間を通じて農薬の使用「はい・いいえ」を○で選択します。
◆「はい」を選択した場合は記録終了となりますが、年度途中で農薬を使用することになった場合は「はい」に訂正し、以下の手順で進めてください。
◆「はい」を選択した場合は、毎月、農薬を使用「はい・いいえ」を○で選択していきいます。
◆「いいえ」を選択した場合は、農薬使用記録の記入は一旦終了です。
◆「はい」を選択した場合は、夜に必要な事項を記入してください。
○肥料使用記録についても、農薬使用記録と同様の様式となっております。参考にして記入してください。
○なお、ここで言う「肥料」とは購入肥料を指します。

【第二部 酪農研修会】

殺菌より洗浄の
徹底が重要!!



演題…搾乳現場における

衛生的乳質向上への取り組み

講師…梅原健治氏

(有)ベッセル代表・
獣医環境衛生研究所・獣医師

広酪では、平成二十三年度を初年度とする第六次中期3か年計画に、生乳にかかる体細胞数、細菌数の数値に関して体細胞数は三十万個/ml以下、細菌数は一万個/ml以下を占める生乳出荷量の割合が九十%に達するよう目標を掲げております。
この目標達成に向けた一助とすべく梅原先生を招いて講演会を開きました。

顧みると、細菌数の検査は、平成二十二年四月より中国生乳販連の「バクトスキャン」を用いる検査に移行しました。当時、ペナルティに該当する生産者がみられました。

この問題解決に備えて、梅原先生を招き搾乳機器、バルククーラー、集乳車に及ぶ衛生的チェックを進めました。その結果、搾乳機器など洗浄時に留意すべき指導を受け、その実行を図ることで、大幅に細菌数問題の改善は

細菌数減少の対策は、
洗浄の徹底に尽きる!

生菌・耐熱菌削減に向けて、搾乳機器、バルククーラーの洗浄は重要であり、むしろ殺菌よりも洗浄を徹底すべきと説かれました。

このポイントとして下記の六項目を強調されました。

また、牛舎内の消毒を励行し、この際に使用する資材としてはドロマイド石灰の塗布が有効であると説かれました。その他、搾乳時に乳頭清拭として使用するベッセルタオルの特徴と効果の説明がありました。



ベッセルタオルを使用した乳頭清拭の実演の様子

この講演会の詳細な内容、更にドロマイド石灰、ベッセルタオル等に関する問い合わせは、広酪事業推進課
(電話…〇八二四一六四二二〇七二)でお受けします。

ポイント

- ①搾乳機器の洗浄においては、開始温度七十℃以上、最終温度四十℃を維持することが重要
- ②酸性洗剤の使用頻度について、最低四日に一度(一%)は実施を、更に二日に一度(〇・五%)で行うと効果がある。この場合、必ずアルカリ洗浄の後に行うことが重要
- ③殺菌剤は、六%次亜塩素酸ナトリウム二百ppm(三百倍)使用を推奨する
- ④手洗い必要箇所のブラシ洗いにおいては、必ずソックス部やクォーターミルカーとバケットミルカーに注意し、洗浄を徹底することが重要
- ⑤ゴム類の交換において、逆支弁は一年に二回以上実施のこと。クローストップバルブ、クローパッキン、ソックスパッキン、Oリング、ミルカーホースなどのゴムは一年〜三年に一度は全交換を行うこと。また、ミルカー設置から十年移以上経過のミルカーはゴムの劣化が著しいためゴム類の全交換が必要である。
- ⑥そのほかの汚染要因として、ソックスフィルターの再使用、スポンジ回収した残乳のバルク投入などに注意すること